㈱1．技術水準については、現時点で一定程度の普及が見込め、10年後には一般化する見通しのあるものとし、また、農業の自然循環機能の維持・増進に資するものを極力見込んでいる。
2．粗収入は、品目ごとの作付面積に、成園化率、単収及び単価を乗じて算出した金額並びに事例から試算した。
3．成園化率、単収及び単価は、果樹生産出荷統計、営農類型別経営統計、事例等から試算した。
4．経営費は、営農類型別経営統計、事例等から試算した。また、収穫体験及び直接販売については、設備投資への増分を加味して経営費の試算を行った。
5．ブルーベリーは、果樹農業振興特別措置法第２条第２項の政令指定品目ではなく、また、現時点では栽培面積、生産量等に照らし政令で指定すべき品目ではないものの、近年全国的に生産され、栽培面積及び生産量が急速に増加していることから、参考として記載。
6．かんきつの甘平・愛媛果試第28号（紅まどんな）及びぶどうのナガノパープルは、各産地で育成された地域オリジナル品種の一例を示したもの。

第５　果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

１　果実の流通面における対策の推進

⑴　生産者による流通販売戦略の策定

果実が卸売市場を経由する割合を見ると、加工品等の卸売市場を経由することが少ない物品の流通割合の増加等により、他の品目同様、低下傾向で推移しており、野菜と比較してもその割合は低くなっている。他方、市場流通は集荷や分荷、価格形成の機能を有しており、今後も、供給面だけではなく情報発信の面でも産地と消費者をつなぐ基幹的な流通経路の一つとされる。

果実の販売を小売店舗の形態で見ると、近年、果物専門店の割合が減少し、食品スーパーマーケット等の量販店の割合が高まっている。また、単身世帯の増加等に伴い、コンビニエンスストアや外食店で果実を食べる機会が増えるなど、食品の販売ルートの多様化が進んでいる。さらに、生鮮果実だけではなく、カットフルーツやストレートジュースが好まれるなど、消費者の嗜好（しこう）も多様になっている。

このため、産地においては、多様な販売ルートを確保できるよう、産地自らが流通関係者・実需者等から意見を聴取した上で「流通販売戦略（仮称）」を策定し、それに即した販売経路の構築を加速化させることが重要である。

また、最近では、インターネットを利用した販売も普及しているが、市場流通のみならず、実需者等との直接的な契約取引や、農産物直売所、農家レストランといった６次産業化の推進等により、多種多様な販売経路を構築する。

⑵　バリューチェーンの構築の推進

生産者の所得を向上し経営を安定化させるための果樹農業の好循環を形成するためには、果実の生産に係る取組に加え、果実の加工・流通・販売等における高付加価値化の取組が重要である。

このためには、果樹産地が、食品産業を始めとする異業種との新たな結合により、果実の価値を大きく高めながら消費者につないでいく、いわゆる生産から消費までのバリューチェーンの構築が不可欠である。そのため、産地や加工業者単独での対応だけではなく、行政機関も一体となり、生産・流通・加工・販売等の各段階の関係者が連携して、対応するバリューチェーンの構築が急務の課題とされる。

例えば、産地側においても、実需者等からの高品質・高付加価値商品へのニーズに十分対応できるよう、カットしても変色しにくい品種、ストレート果汁等への加工のための設備、鮮度保持のための包装資材、果実の機能性関与成分の分析を破壊せずに行う分析機器の導入等を行う必要がある。

さらに、加工・業務用の国産果実については、多様な実需者ニーズに対応すべく、①産地側と実需者側を結びつける中間事業者の育成、②加工・業務用の低コスト・省力化栽培技術（無せん定・無摘果栽培）の導入、③作柄安定技術の導入等を推進することで、安定的な契約取引のための環境整備を図る。

⑶　果実流通の高度化の推進

近年、トラックドライバー不足等により流通経費が増加しており、これが生産者の所得向上や適切な価格での消費者への供給を行う上で課題となっている。このため、一層の流通の合理化・効率化を進めつつ、果実の安定供給が可能となる流通体制の整備が急務である。

具体的には、①県単位の集出荷体制から他県と協同した複数県にまたがる広域連合による集出荷体制への移行や、既存の集出荷体制の再編統合の推進、②従来のトラック輸送から大型トレーラーへの切替えのような、大規模かつ効率的に輸送できる新たな輸送方式の導入、③産地から消費者まで鮮度を低下させずに流通させるコールドチェーン（パーフェクト・コールドチェーン）の構築等を最優先で推進していく必要がある。

こうした施策を戦略的に実行するため、産地自らが策定する「流通販売戦略（仮称）」においては、地域の特性にあった果樹産地における新たな流通体制の整備に向けた戦略を明記し、果実流通の高度化の推進による果樹農業の好循環の形成を図ることが望ましい。

２　果実の加工面における対策の推進

⑴　加工・業務用国産果実生産・流通方針の策定

果実の国内需要の約６割を占める輸入果実のうち、その約６割が依然として果実加工品によって占められている現状にあることから、①国産加工原材料の安定確保を図るとともに、②産地や果樹農業者が積極的に果実加工分野に進出していけるよう、国は、その具体的な施策の方向性を示す「加工・業務用国産果実生産・流通方針（仮称）」を策定することとし、食品企業や果汁加工業者等の実需者と産地が連携しながら、果実加工品の国産シェアの拡大に向けた取組を展開する。

⑵　加工原材料の安定確保の推進

代表的な果実加工品である果汁飲料に関して、特に、うんしゅうみかんの果汁生産は、隔年結果に伴うおもて年とうら年の生産量の変動に対応するため、生鮮果実の需給調整の一手法として実施されてきたところである。

しかし、このことにより、おもて年には大量に原料用果実が生産される一方で、うら年には生食用果実の価格上昇により原料用果実の確保が困難になるという事態が生じやすくなっている。さらに、最近では、うんしゅうみかんのみならず、りんご等についても、夏期の長雨等の異常気象により作柄が不安定となり、原料用果実の確保が困難になる事態が生じている。

このため、国産加工原材料の安定供給が図られるよう、引き続き、生産者と果汁加工業者等との長期契約の推進や、作柄安定に資する栽培管理技術等の導入を促進することが重要である。

例えば、果汁加工業者等との長期契約により、原料果実の長期・安定供給に取り組む産地に対して、マルチシートや病害虫防除資材といった作柄安定に資する資材を用いた栽培管理技術等を導入するほか、既に安定供給契約を結んでいる生産者が不作時に果汁加工業者等に供給できなかった場合の対応の検討も必要である。